平成２３年（フ）第３４号
静岡県富士宮市舞々木町852番地の１　レオパレスウッド206、前住所富士宮市北山5114番地の１
債務者　藤田　克洋
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３８号
静岡県富士市松岡1535番地の４、前住所静岡県富士市八幡町２番12号
債務者　山田　和人（旧姓岡井）
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５２号
静岡県富士宮市内野985番地の４
債務者　佐野日出夫
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４１７号
東京都府中市天神町４―28―９サンハウス202、住民票上の住所東京都昭島市中神町1277番地都営中神アパート８棟104号
債務者　大野　沙織
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
静岡市葵区土太夫町17番地の１　さくらビル601号
債務者　櫻田　昭一
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
青森県つがる市稲垣町下繁田磯繁20番地１
債務者　加藤千鶴子
１　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ケ沼153番地５
債務者　角田　憲彦
１　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月７日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
岡山県勝田郡勝央町勝間田67番地１ヴィーヴェレＵＴＢ101号
債務者　鈴木美穂子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月４日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４２号
岡山県久米郡美咲町錦織1909番地４
債務者　松岡　恵子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月４日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第６１号
静岡県牧之原市相良200番地32
債務者　松浦　鏡一
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６号
静岡市清水区下野北12番86号
債務者　望月　鐘政
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番２―304号
破産者　大村　孝弘
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８９５号
仙台市青葉区千代田町10番24号
破産者　渡辺　久寿
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
群馬県高崎市大橋町77番地17
破産者　時吉　敏郎
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９４号
群馬県高崎市貝沢町1535番地９
破産者　石川　健一
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３３３２号
横浜市南区平楽115番地７
破産者　青山　陽子（旧姓山田）
１　決定年月日　平成23年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部